

平成 30 年 11 月市議会総務委員会資料

第 128 号議案

長崎市過疎地域の自立を促進するための  
固定資産税の課税免除に関する条例

第 129 号議案

長崎市半島振興対策実施地域を振興するための  
固定資産税の課税免除に関する条例

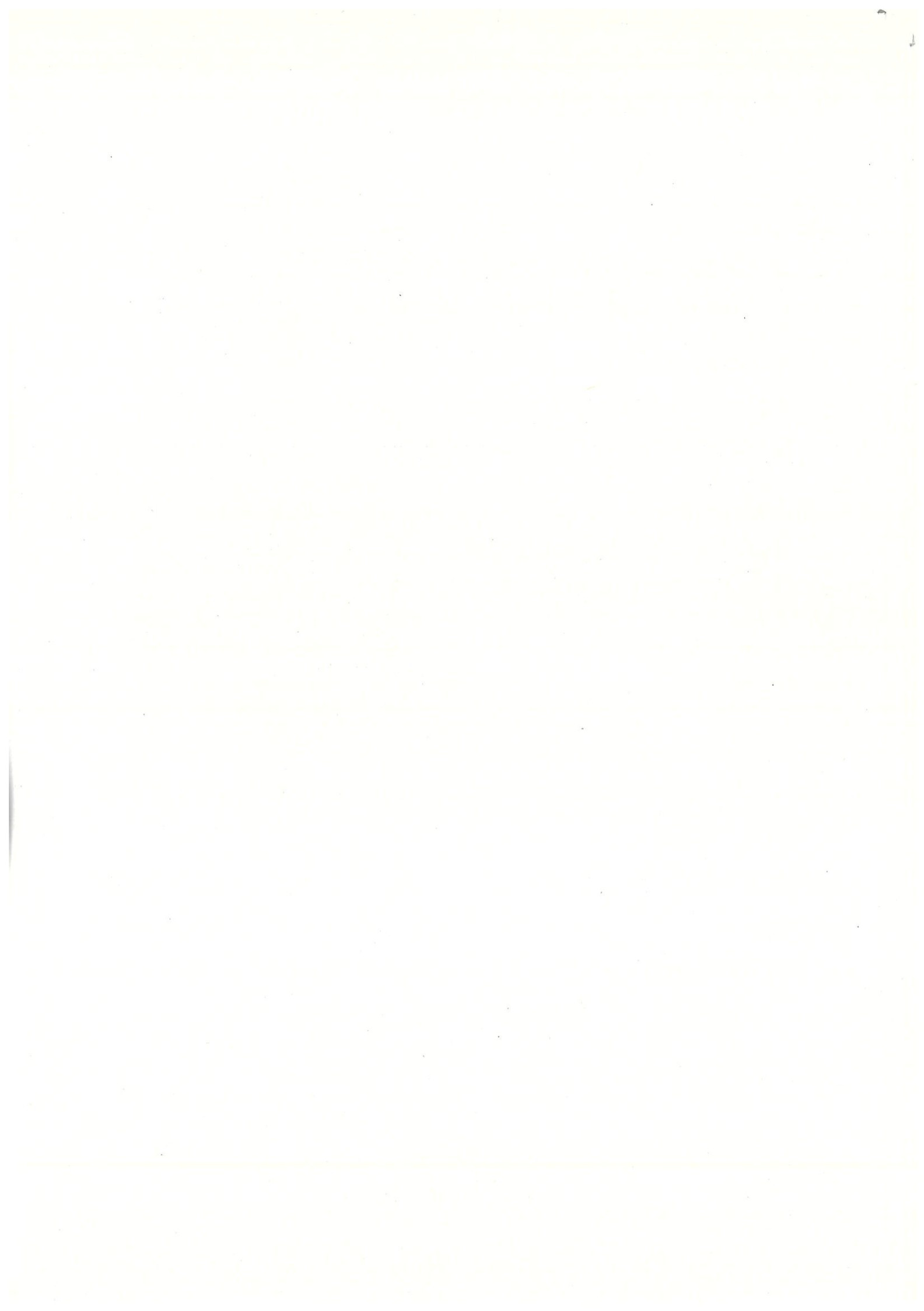
第 130 号議案

長崎市離島振興対策実施地域を振興するための  
固定資産税の課税免除に関する条例

目次	頁
1 条例制定の概要 . . . . .	1
2 条例の内容 . . . . .	2~3
3 経緯 . . . . .	3
4 関係法令 (抜粋) . . . . .	4~6

理財部

平成 30 年 11 月



# 1 条例制定の概要

## (1) 条例を制定する理由

過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法の3法に規定する、過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域は、本市では次のとおりとなっている。

【過疎地域】 旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町

【半島振興対策実施地域】 旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町

【離島振興対策実施地域】 池島、高島

これらの地域では、外海地区の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び高島地区の「明治日本の産業革命遺産」といった世界文化遺産への登録や、野母崎地区の平成33年度(2021年度)予定の(仮称)長崎市恐竜博物館開設、伊王島地区のやすらぎ伊王島の民間移譲と併せた新たな観光施設の整備など、地域の活性化及び地域の産業振興を推進する契機が訪れているが、これまでこれらの地域において、企業誘致や地元企業の設備投資の促進につながるような、税の免除等の特例措置を行っていなかった。

この機会に、本市経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、事業者が建物や償却資産等を新增設した時の固定資産税について課税免除を実施し、税制面の支援を行うもの。

## (2) 税収試算(いずれも、3,000万円の建物(工場)を取得したと仮定して試算)

### ① 課税免除の場合[過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法]

(単位:千円) 約31万円減

	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	計	特例期間終了後 10年間の税収
H30取得分	▲420	▲420	▲400	▲1,240	3,561
交付税措置(3/4)	315	315	300	930	
市の負担額	▲105	▲105	▲100	▲310	

### ② 課税免除の場合[半島振興法]

(単位:千円) 約124万円減

	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	計	特例期間終了後 10年間の税収
H30取得分	▲420	▲420	▲400	▲1,240	3,561
交付税措置(なし)	0	0	0	0	
市の負担額	▲420	▲420	▲400	▲1,240	



## 2 条例の内容

### (1) 課税免除の内容

		過疎地域自立促進 特別措置法	半島振興法	離島振興法	
対象地区		旧伊王島町			
		旧高島町		高島	
		旧野母崎町	旧野母崎町		
			旧三和町		
		旧外海町	旧外海町	池島	
			旧琴海町		
対象税目		固定資産税(土地・家屋・償却資産)			
措置内容		課税免除			
適用期間		3年間			
対象業種	製造業	○	○	○	
	旅館業(下宿営業を除く。)	○	○	○	
	農林水産物等販売業	○	○	○	
	情報サービス業等	情報サービス業	/	—	○
		ソフトウェア業		○	—
		情報処理・提供サービス業		○	—
		インターネット付随サービス業		○	○
		有線放送業		○	○
コールセンター		○		○	
対象設備		家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地を 新設又は増設したもの			
対象要件	(事業者資本金別) 製造業・旅館業	1,000万円以下	2,700万円超	500万円以上	500万円以上
		1,000万円超 ～5,000万円以下		1,000万円以上	
		5,000万円超 ～1億円以下		2,000万円以上	1,000万円以上
		1億円超			2,000万円以上
	農林水産物等販売業 情報サービス業等		500万円以上		



(2) 条例の施行日及び失効日

施行日：公布の日（平成31年度(2019年度)以降の年度分の固定資産税について適用）

失効日：過疎地域の自立を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例  
…平成33年(2021年)3月31日  
(過疎地域自立促進特別措置法の失効日)

半島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例  
…平成37年(2025年)3月31日  
(半島振興法の失効日)

離島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例  
…平成35年(2023年)3月31日  
(離島振興法の失効日)

3 経緯

【過疎地域自立促進特別措置法】

法制定日	H12. 3. 31 (改正法制定日。前身の過疎地域対策緊急措置法は S45 制定。)
地域指定日	H17. 1. 4 長崎市との合併に伴い、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町が、過疎地域とみなされる区域として公示される
市の計画策定状況	H28～H32 年度(2020 年度)「長崎市過疎地域自立促進計画」

【半島振興法】

法制定日	S60. 6. 14
地域指定日	S61. 3. 31 旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町が、半島振興対策実施地域として公示される
市の計画策定状況	H27～H31 年度(2019 年度)「長崎市産業振興促進計画」

【離島振興法】

法制定日	S28. 7. 22
地域指定日	S28. 12. 21 池島、高島が離島振興対策実施地域として公示される
市の計画策定状況	H30～H34 年度(2022 年度)「離島の振興を促進するための長崎市における産業の振興に関する計画」

#### 4 関係法令（抜粋）

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年三月三十一日法律第十五号）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第三十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。



○半島振興法（昭和六十年六月十四日法律第六十三号）

（目的）

第一条 この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、地方公共団体が、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 製造の事業

二 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業

三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

五 旅館業（下宿営業を除く。）



○離島振興法（昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、離島振興対策実施地域内において製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他総務省令で定める事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。